

(2) 要改善事項

■事業対象者への効果的な支援の在り方について

- ・実態調査において、サービス利用は不要と回答された方についても、名簿等を作成し、管理していただきたい点。

■職員間の情報共有について

- ・ミーティングや職員会議の欠席者に対して、協議内容等の共有が不十分であった点。
- ・すでに終結となった虐待ケースや処遇困難ケースの管理について、一覧表や連名簿等を作成し、管理いただきたい点。
- ・総合相談支援の「地域住民のニーズや課題を把握する取組み」について、SC 日報や月報を活用して、活動内容を職員間で共有いただきたい点。

■介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの再委託について

- ・再委託した件数は居宅介護支援事業所ごとに管理されていたが、利用サービスについても、あわせて管理いただきたい点。

3 釧路市指定介護予防支援事業所運営指導結果

いずれの事業所においても文書による指導はなし。

以下に、複数の事業所で共通していた口頭指導事項を示す。

- ケアプラン上に位置付けた個別サービスに係る計画について、提出がされていない事業所があった。漏れなく提出を求め、他の書類とともに利用者個人別ファイルに保管していただくようお願いしたい。
- 医療系サービスを介護予防サービス支援計画書に位置付ける場合には、意見を求めた主治医等へ介護予防サービス支援計画書の交付の必要があるが、支援経過記録へその旨の記載がない箇所が一部あった。いつ、誰が、どのように交付したか記録を残すようお願いしたい。